

面会交流とは

面会交流とは、夫婦の離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親と子どもが、面会等を行うことです。

離婚協議中、または離婚成立後の夫婦間のことから、相手との信頼関係は崩れていることがほとんどです。子どもを連れ去られてしまうのではないかと、面会の間ちゃんと面倒を見ることができるのかと心配する同居親と、子どもと引き離されたと思っている別居親との間で、双方が納得のいく面会を実施することはとても難しいことです。

しかし、面会交流は子どもにとっては普段離れて暮らしている別居親と会える数少ない機会です。私たちは、その大切な機会を、その子にとってより「楽しい思い出」にしたい、面会交流に来てよかったと思える時間を過ごせるように手助けがしたいと考え、ベルフラワー-KOBEを立ち上げました。

ベルフラワー-KOBEでは、弁護士・幼稚園教諭などスタッフの職業は様々ですが、育児経験のある母親であることを共通点として、「自分の子どもがここで過ごすとしたらどうか」を常に考え、それぞれの特技を生かして面会交流のサポートを行います。

ベルフラワー-KOBEの面会交流支援の特徴

安心して面会できるプレイルーム

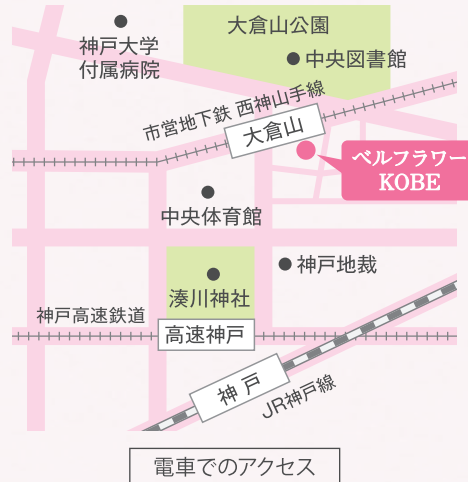
付き添い型では、ベルフラワー-KOBE施設内のプレイルームで面会交流を行っていただけます。他の利用者さんと同じ時間に面会交流が重なることはありません。また、同居親と別居親がベルフラワー-KOBEの施設内で出会うことがないように、時間をずらす等の配慮をしています。



スタッフが子どもと別居親をサポート

子どもが楽しく過ごせるように、必要があれば子どもと別居親との関わり合い方についてそっとサポートができるように、面会交流の立会いは、基本的に保育の経験のあるスタッフが立ち会います。（予約が混み合う場合は、研修を受けた育児経験者が立ち会う場合もございます）。

調停期間中でも、一定の条件についてお約束いただける場合はご利用いただけます。調停中の利用条件については、お問い合わせください。



市営地下鉄 西神山手線 大倉山駅 西出口3すぐ
※エレベーターは西出口1のみ



ベルフラワー-KOBE

運営会社 PHMC株式会社

〒650-0017 神戸市中央区楠町3-3-11

エスビル神戸大倉山1階

TEL: 078-335-6271

受付時間: 平日10時~16時

少人数で対応しておりますので、すぐに電話に出られない場合がございます。その場合は、しばらく時間を置いてお掛け直しいただくか、メールにてお問い合わせください。

E-mail: bellflower.kobe@gmail.com

メールでのお問い合わせには、土日祝を除き2営業日以内を目処にご連絡いたします。



<http://www.bellflower-kobe.com>

ベルフラワー-KOBE 検索



面会交流を楽しみたいときに



ベルフラワー-KOBE

ベルフラワーKOBÉは神戸市にある 面会交流支援施設です。

面会交流は普段離れて暮らしている親と会える数少ない機会です。「ベルフラワーKOBÉ」ではプレイルームを完備した安全な環境で面会交流を行えます。お子さまにとって楽しい思い出となるよう、面会の最中も育児経験のあるスタッフがサポートします。

お申し込み手順

お問い合わせ（電話またはメール）

事前面談日程調整

事前面談
両親事前面談の後、当所で支援をお受けできるかどうか検討させていただきます。検討結果は、追ってご連絡させていただきます。ご希望がありましたら、プレイルームの見学をして頂けます。

申し込み手続
申込書・同意書をご提出いただけます

面会交流支援の開始
初回面会交流日と支援担当員を決めてご連絡させていただきます。

ご利用の条件

- 1 父母間での面会交流実施が困難であること
- 2 同居親・別居親がともに当所の利用に同意していること
- 3 同居親・別居親がそれぞれ事前面談を受けること
- 4 費用負担について、父母間で合意ができていないこと
- 5 面会交流の頻度と時間について、暫定的にでも合意ができていないこと

ご利用料金

- 申込み料金 ¥11,000（税込）／同居親・別居親合わせて
- 事前面談 ¥5,500（税込）／同居親・別居親それぞれ
※1時間程度かかります。
※1時間以降 30分¥2,200（税込）を頂戴します。
- 支援料金 付き添い型 ¥15,400（税込）～
支援条件・支援時間によって、料金が変動いたします。
支援料金は、各回で発生いたします。
※試行型もございます。
詳細につきましては、お問い合わせください。
- 更新料 ¥11,000（税込）／1年
- 支払方法 1. 事前振込
2. 当日現金払
・事前面談は当日現金払
・各回支援料・申込料金・更新料は事前振込

家庭裁判所で調停条項を決めるとき

調停条項にベルフラワーKOBÉの利用を記載する場合、必ず事前にご相談ください。

面会交流のルール

1. 子ども中心のスケジュール調整

当所での面会交流は、月1回が限度です。スケジュール調整は、まず同居親から複数候補日を挙げてもらい、その候補日を元に当所・別居親が調整を行います。同居親は可能な限り複数候補を挙げることで、別居親は可能な限り子どもの予定に合わせるよう努めてください。災害等やむを得ない事由による場合を除き、子供の病気等の場合でも当日キャンセルの場合はキャンセル料が発生します（前日受付時間内までのキャンセルであれば、キャンセル料はかかりません）。

2. 面会交流をできる人

面会交流は、原則として子ども、別居親、スタッフのみで行います。同居親と別居親の双方が承諾し、かつスタッフが特に必要だと判断し要請する場合のみ、同居親の同席が可能です。

3. 食事・おやつ・水分補給等

面会交流中は、食事・おやつは禁止です。水分補給は、子どもについては認めています。飲み物は、同居親が用意をしてください。

4. プレゼント

面会交流中のプレゼントは、同居親の同意がない限り認めておりません。お誕生日やイベント等でプレゼントを用意したいという場合には、面会交流実施日の2週間前までにスタッフにご相談ください。

5. 写真・録音録画等

裁判手続き中（面会交流以外の事案も含む）は、いかなる場合にも写真撮影・録音録画は認めておりません。子どもが嫌がらず、かつ同居親の同意がある場合は認めています。その場合でも「子どもと一緒に過ごすこと」が面会交流の最大の目的ですので、節度を守って撮影してください。当所で撮影した写真や動画、音声等をSNS等外部にアップすることは禁止しています。

6. 禁煙・禁酒

面会交流時は禁煙です。また、飲酒した状態での面会交流も禁止です。

面会交流支援の受付条件

- 1 同居親・別居親の双方が面会交流を行うにあたり、当所の援助を受ける意思があること。
- 2 当所の費用負担について、同居親・別居親の間に合意があること。
- 3 面会交流の頻度、1回あたりの時間が決まっていること。（頻度は月1回、時間は1回あたり90分が上限です。）
- 4 同居親・別居親共に、当所の定めたルール等を守る意思があること。

援助を中止する場合

以下の項目に該当する場合は、即座に支援を中止し、以後一切の支援を行いません。

- 1 面会交流のルールを守らない場合
- 2 面会交流中や面談中に人や物に対する暴力・暴言があった場合
- 3 子どもを連れ去ろうとした場合
- 4 その他重大な違反や子の福祉に反する行動などがあった場合